

令和7年

文教委員会会議録

とき 令和7年12月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年12月25日（木） 午前10時05分～午前10時42分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長 つる伸一郎	副委員長 筒井ようすけ
	委員 まつざわ和昌	委員 若林ひろき
	委員 のだて稔史	委員 高橋しんじ
	委員 横山由香理	

出席説明員	伊崎教育長	米田教育次長
	船木庶務課長	佐藤子ども未来部長
	柏木子育て応援課長	

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告についてを予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

1 議案審査

(1) 第144号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管部分）

○つる委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

第144号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管部分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤子ども未来部長

私からは、第144号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料の令和7年度品川区一般会計補正予算14ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目子育て応援費に12億2,190万4,000円を追加し、160億2,423万3,000円とするものでございます。こちらは、物価高対応子育て応援手当給付金として計上するものでございます。

詳細につきましては、担当の課長より説明させていただきます。

○柏木子育て応援課長

それでは、物価高対応子育て応援手当の支給について説明いたします。資料をご覧ください。

1、事業概要でございます。物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人当たり2万円を支給いたします。

2、支給対象者、支給方法等でございます。（1）支給対象者でございますが、令和7年9月30日時点で、児童手当支給対象児童を養育する方となります。米印に記載がございますが、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた新生児も対象となります。

（2）支給見込数でございます。4万1,000世帯、児童6万人を見込んでございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

（3）支給方法でございますが、記載のとおり3通りございます。①ですが、令和7年9月の時点で、子育て応援課から児童手当を受給される方でございますが、この方につきましては、申請不要で支給いたします。②の公務員、こちらは所属庁から配布される申請書により申請いただき、支給いたします。③新生児ですが、既に児童手当認定済みの方につきましては、申請不要で支給いたします。それ以外の方につきましては、申請により支給いたします。

3、補正予算額でございます。歳出歳入ともに12億2,190万4,000円でございます。内訳は記載のとおりとなります。なお、今回の補正は全額、国からの補助金となります。

続きまして、4、区民への周知でございます。児童手当を受給されている方に、子育て応援手当の通知を送付いたします。また、ホームページや広報紙等で周知をしてまいります。

最後に、5、スケジュールでございます。1月中旬にホームページ等へ掲載、コールセンターの開設、また要申請者の申請受付を開始いたします。1月下旬から2月上旬にかけて、児童手当受給者へ支給をいたします。要申請者につきましては、2月下旬からの支給となります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回の子育て応援手当が1月下旬からプッシュ型の対象者へ支給されるということで、速やかな支給ができるのはよいと思っております。

幾つか確認させていただきたいのですが、支給対象者のところで、9月30日時点を基準にした理由を伺いたいのと、あと公務員が別で出ているのですけれども、公務員は仕組みが何か違うのでしょうか、あと、児童手当の認定を受けてない新生児の方、2,000人と、公務員は4,000人の児童がいるということですが、申請が必要な方というのはどんな方になるのか、いつ頃生まれた方なのかということを伺います。

○柏木子育て応援課長

初めに9月30日時点の基準でございますが、こちらは国が示している基準日になってございます。

公務員につきましては、所属庁、自分の勤め先から給与と一緒に児童手当が支給されています。ですので、子育て応援課では、公務員の方については把握ができないという状況でございます。ただ、今回の子育て応援手当につきましては、全て区市町村の支給事務となってございますので、公務員につきましては、勤め先から出る申請書を基に、品川区でいいますと子育て応援課に申請をいただいて、支給するという流れになります。

3点目の新生児でございますが、通常ですと出生届を出されますので、そのときに一緒に児童手当の手続もしますので、その際に一緒に申請いただく形になります。また、既に兄弟姉妹がいて、児童手当が支給されている方につきましては、出生届を出された段階で、こちらから申請をいただかずに支給するという手続をしたいと思っています。なので一番多いのは、初めてのお子さんという場合です。その場合には手続をしていただく必要があります。

○のだて委員

9月30日時点を基準として、国が示した理由などがもし分かれば伺いたいと思います。

公務員は、そうすると申請が必要なのですか。そこはプッシュ型ではなくて、申請が必要ということになると、漏れがないようにお願いしたいのですけれども、その点が大丈夫なのか伺いたいと思います。

新生児も漏れがないようにですけれども、出生届を出したときに一緒に手続されるのであれば、漏れはないということですか。そこを改めて、生まれたときに、一番最後は3月31日に生まれた方も対象ですので、その方がしっかりと申請できるようにしていただきたいのと、あとDV被害者の方への対応ですけれども、この間、給付金が出される、最初のときに加害者のほうに入ってしまって、実際、子どもに行かないということがありましたけれども、そうした対応をしっかりとしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏木子育て応援課長

まず、国が9月30日と示した理由でございますが、詳細まではこちらでも存じ上げないのですけれども、こちらは児童手当が2か月に1回の支給になっていますので、直近の支給、10月に支給されて

いる方は、9月30日までに児童手当の申請をされている方になりますので、そういう基準で9月30日を示していると考えてございます。

公務員について、児童手当を支給されている方は、我々で把握ができませんので、どうしてもそこは申請が必要となる。ただ、国が示していますが、公務員については、支給している所属庁から証明する申請書を出すことにはなっておりませんので、そういう意味では、漏れはないと考えます。よほど申請を忘れない限りは、内部から勧奨はされているところでございます。

それと新生児につきましても、こちらも漏れがないように、しっかりと周知をしてまいります。

最後にDVの対応でございますが、こちらは今、児童手当につきましても、そこら辺の対応はきっちりしておりますので、今回の子育て応援手当につきましても、同様にしっかりと対応していきたいと考えてございます。

○のだて委員

最後に公務員のところで、そうすると所属しているところから証明書が出されて、それを住んでいる自治体に提出する形になるのですか。その仕組みを伺います。

○柏木子育て応援課長

委員、今お話をされたとおり、証明書を持って、お住まいの役所に提出いただくことになります。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

確認も含めてですけれども、申請を要する方は、新生児の方という想定でよろしいのでしょうか。例えばほかにどういった方が今回、新たに申請しなければならないのかを、区としてどのように想定しているのか確認させてください。

あと2点目なのですけれども、区民への周知で、児童手当受給者へ通知を送付するとあるのですけれども、こちらはいつ頃の送付を予定しているのでしょうか。1月中旬の様々な広報をされるタイミングで、これをお送りするのでしょうか。時期を教えてください。

○柏木子育て応援課長

要申請者のご質問でございますが、申請が必要なのは、新生児もそうですけれども、公務員が要申請者。それと児童手当の対象だけれども、児童手当を受給されてない方、それぞれ理由があると思いますけれども、その方で今回、子育て応援手当については支給してほしいという場合は申請が必要になります。

それと周知の時期でございますが、こちらはホームページ、広報等も合わせまして、1月中旬に周知したいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

1つは、児童手当を支給されている方ということなのですが、これは児童手当の支給が今度、12月になるのでしょうか、そのときに同時になのか、それとも次の児童手当の支給のときになのか、それともこの手当だけを支給するのか。

2つ目は、9月30日以降に品川区に転入した方、例えば12月に転入してきた方は、前に住んでいたところに申請することになるのですか。品川区で児童手当をもらっているけれども、前の例えば港区

に住んでいたら、港区に申請するのでしょうか。

それから、コールセンターに約1,200万円ですけれども、これはプロポーザルか何かでコールセンター設置までに決めるのでしょうか。

4つ目、これは所管が違うかもしれませんけれども、繰越明許で約24億円、これは別の所管ですけれども、こちらの子育て応援手当は約12億円ですけれども、これは年度内に決裁が済むから繰越明許にならないのですか。つまり支給するのは年度を越えてしまうのですよね。4月中旬と書いてあるので、繰越明許のことは私あれなので、もし説明いただければ、お願ひします。

○柏木子育て応援課長

初めに、支給につきましては、子育て応援手当として、児童手当とは一緒にせず、この手当としての支給をいたします。

転入の方でございますが、基準が9月30日でございますので、9月30日以降に転入された場合については、品川区からの支給となるはずです。Q&Aをもう一度確認いたします。

それと、コールセンターの設置につきましては、すみません、再度、質問をお願いします。

あと、最後の繰越明許の件ですが、こちらは3月31日までに生まれた方ですので、繰越明許をしなくても、5月末までには支給が完了するという形になりますので、繰越明許につきましては、子育て応援手当についてはしないということでございます。

○高橋（し）委員

コールセンターの話は、この事業が始まる連絡をする前に、コールセンターについてはプロポーザルをやったり、あるいは今までどこかにやっていただいたものに委託したりするのでしょうか。決めるのはどうするかということが1つと、あと繰越明許は、令和7年度のときに決裁して、言い方は変ですけれども、要するにお金が全部來るので、それを新年度になってからも支給していくので繰越明許にならないという意味でいいのですか。しながわ生活応援事業は、お金を確保するというか、決裁自体が年度を越えてしまうから、あらかじめ繰越明許にしていると私は理解しているのですけれども、そこがもし分かれば。

○柏木子育て応援課長

失礼いたしました。コールセンターにつきましては、時期的な日程の関係がございまして、随意契約で実施いたします。

繰越明許ですが、子育て応援手当につきましては、3月31日までに生まれた方になりますので、今年度予算で全て執行ができるという考えですので、繰越明許については想定していません。

もう1つ、しながわ生活応援事業につきましては、詳しいことまでは分かりませんが、支給時期、規模も違うこともありますので、プリペイドカードの購入等の関係があつての繰越明許だと考えてございます。

○高橋（し）委員

先ほどの転入のところは、10月に引っ越してきた方は、品川区からいただけるのですか。児童手当をもらっているから。それとも、基準日を越えてしまっているので、子育て応援手当支給については前の区に申請しないといけないのか。

○柏木子育て応援課長

基準日の9月30日以降に転入された新生児につきましては、品川区で支給いたします。ですので、そのときには子育て応援課に児童手当の手続をしている方につきましては、品川区から支給になります。

○つる委員長

質問的には、大丈夫ですか。答弁として正確性が大丈夫であればですけれども。

○柏木子育て応援課長

すみません、私の言い方が、異動日が転入の場合、基準になりますので、10月1日以降に品川区に異動している場合は、品川区からの支給になります。

○高橋（し）委員

ということは、9月30日の基準日はあまり関係ない気がするのです。

○つる委員長

児童手当を受けているかどうか、まず、その上で、異動のところですね。

○柏木子育て応援課長

9月30日時点で、まず住んでいるところから支給はされます。それで支給されていない方とか新生児は当然、品川区に転入していれば、品川区からの支給となります。なので今、9月30日時点で児童手当を受けている方は、それ以降、その対象の子しかいない場合に、異動したとしても、9月30日時点で支給されている自治体から支給がされる。それで、10月1日以降に生まれた方とか手続をされた方は、異動日の基準をもって、品川区から支給する。

○高橋（し）委員

今また詳しく聞きたいのが、自分でも整理がつかないのですけれども、品川区から外へ出てしまっているのにも出していることも考えると、また複雑になるので、また後で詳しくお聞きします。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

○若林委員

いわゆる申請が必要と思われる方で、特に10月1日から来年の3月31日までに生まれる新生児ということで、ここが一番心配といえば心配で、申請の受付終了が4月中旬で、これでいうと3月31日に生まれた方は、4月中旬だと僅か2週間程度の中で申請をしなければいけない。ここら辺が一番、心配事として、先ほどの質疑も含めてあるのだと思いますけれども、ここはどのように、仕組としていわゆる漏れなく担保されているか、お聞きしたい。

○柏木子育て応援課長

新生児の3月31日ですか、申請期限に近いときに生まれた方ですけれども、出生届自体が、14日以内に提出しなければいけないことになってございますので、4月中旬までというと、2週間は当然、期間としてはございますので、その間に出生届と、今回の手当の申請も同時にさせていただきますので、期間的には問題ないと考えてございます。

○若林委員

決まりはそうですけれども、必ずしも、いろいろなご事情によって、4月中旬に出生届が出せなかつた方がいた場合は、どういう扱いになるのでしょうか。

○柏木子育て応援課長

申請の期間につきまして、そこは状況を聞きながらとは考えてございますけれども、ただ6月以降とかに申請をされても、それは対応はできない。ですので、基本は申請期間内に申請をしていただく。ただ、そこは多少はご事情を聞きながら、対応はさせていただきたいと考えてございます。

○若林委員

そうすると、ここでは支給は出納の関係も当然あって、一応 5 月下旬までと。これら辺までは柔軟に、ご事情にしつかり寄り添いながら対応するということで理解、認識をいたしました。

いずれにしても、児童手当支給の対象の方ということで、年代もすごく、0 歳から 18 歳、広くて、ちょうどこの時期は、ただでさえ、入学、進学等の時期で、物価高騰対策ということで小学校はいろいろ無償化も進めていますけれども、それでもやはり準備にはお金がかかるので、一日でも早くお手元に届くように、最大限の努力をしていただければと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

確認も含めて 2 点ほどお聞きしたいと思いますけれども、児童手当支給対象児童ということで、当たり前といえば当たり前なのですけれども、児童手当支給の所得制限が撤廃されたので、今回も当然、所得制限はないということでよろしいのでしょうか。あとコールセンターですけれども、先ほど随意契約とおっしゃっていましたが、何かふだんから区が利用されている業者になるのか、補助率は国の 10 分の 10 ですけれども、コールセンターの業者については、各自治体、品川区なら品川区である程度、自由に決めていい、裁量で決めていいということなのでしょうか。その 2 点をお聞きしたいと思います。

○柏木子育て応援課長

1 点目の所得制限でございますが、この子育て応援手当につきましては、所得制限はございません。

次に、コールセンターの基準ですが、国から細かくは示されておりませんので、こうしなければいけないというものではございません。一応、設置までの期間が短いので、先ほどご答弁したとおり、随意契約で経験があるところにお願いしたいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

再度、確認なのですけれども、先ほどの質問の中で、申請が必要な方の中に、他の自治体とかを見ますと、10 月 1 日から 3 月 31 日までに離婚ですか離婚調停中などによって、新たに児童手当の受給者となった方というような記載等もあるのですけれども、品川区の場合は、そのような方はどういった扱いになるのか教えてください。

また、例えばのケースですけれど、そういう方がいらっしゃった場合、申請が必要だった場合に気づかずに、元の離婚した例えばお父さんのほうに行ってしまったみたいな場合というのは、プッシュ型だと、申請等がない場合はそういうことも発生し得るのでしょうか。具体的なケースになってしまふのですけど、そういうことがないように、周知を分かりやすくお願いしたいと思うのですが、その辺り、いかがでしょうか。

○柏木子育て応援課長

離婚等で子育て応援手当の支給者が変わることですが、今、1 月中旬に通知を予定してございますので、そちらにその件はきちんと記載して、周知を図っていきたいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

先ほどのお話はまた後でということで、コールセンターの話で今ほかの委員から質問があったのです

けど、契約金額の上限は国から示されているのでしょうか。これ、約12億円で約1,200万円だから、10%ぐらいとかそういう数字なのかどうか、変な話、2,000万円で契約することも可能なのか、その辺の契約金額については、区でこれまでのいろいろなほかのコールセンターの事業から算出して契約していくのだと思うのですけれども、金額について、国からそういうルールみたいのがあるのか。

○柏木子育て応援課長

申し訳ございません、今、手元にある資料では、そこら辺の金額の制限というの見当たらないところでございます。

○筒井副委員長

コールセンターのところで、経費の額が1,240万8,000円、結構具体的に出てますけれども、これはどういう根拠でしょうか。

○柏木子育て応援課長

こちらは、資料では、システム・コールセンター経費で約1,200万円を記載してございますが、内訳といたしましては、コールセンターにつきましては約500万円で、システム作業で約700万円になってございます。システム作業につきましては、対象者の抽出ですか、あと振込のデータ等の作成に関わる経費でございます。

○筒井副委員長

大体、こんなものかなということで、この予算が出てるということでよろしいのですよね。

○柏木子育て応援課長

コールセンターにつきましては、以前やっている経費等も比較して、同じような経費となってございます。

システム作業につきましては、こちらについてはやれるところが複数ございましたので、見積りは取ってございまして、一番安いところで進めていきたいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

今のコールセンター、人員数は何人想定なのでしょうか。

○柏木子育て応援課長

人員につきましては複数名、3人ですとか4人ですというまでは、要求はしていないのですが、当然、対象が6万人になりますので、その対応に応えられる人員の人数を配置していただくことになります。

○つる委員長

1月160万円ぐらいですね。3か月ぐらいと書いてありますから。ですので、1月160万円で、先ほどデータの入力云々とあったけれども、電話対応とか、人数で割ると人件費とかも出てくるのですけれども、その単価がどういう設定になっているのかと疑問になったところです。最終的にどの自治体から支給されるということだけは、あえて私からも伺います。これは答弁の正確性も含めて、Q&Aも確認いただきたいのですが、改めて私からも聞きます。

要は児童手当を受けているかどうか、そのそもそものベースの基準が9月30日であって、これは全国どこでも津々浦々だと思うのです。それで、支給の事務作業をそれぞれの区市町村でやっている中にあって、そうすると、異動というものが発生する。児童手当自体は9月30日ですよね。両方なのかど

うかは別にしても、それで例えば10月1日だとか2日だとかに品川区に引っ越してきた人は、他の自治体からの支給なのか、品川区からの支給なのか。逆に10月に入って転出した人は、品川区からの支給なのか、転出先の自治体からの支給なのか、そこを教えてください。

○柏木子育て応援課長

9月30日時点で、児童手当の受給者につきましては、9月30日時点でお住まいの自治体から支給されます。それ以降、10月1日以降に、主に新生児になると思いますが、ほかの自治体から転入してきて、そこで新生児の出生届、住民登録がされたとなりますと、それは品川区からの支給になります。ですので、新生児で、10月1日以降に他の自治体に転出された方は、転出された先の自治体から支給はされるという形であります。

○つる委員長

各委員、よろしいですか。先ほど高橋しんじ委員の質疑であったものの確認で、よろしいですね。現場で問合せがあったときの回答とかあると思いますが、大丈夫でしょうか。委員会が終わって、個別でよければ、それはそれでいいかと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者の声あり]

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会から、お願いいいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、これより第144号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

2 委員長報告について

○つる委員長

次に、予定表2、委員長報告についてを議題に供します。

ただいまの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午前10時42分閉会